



昨年の防災フェア・稲敷消防高度救助隊の救助訓練の様子

安心安全なまちづくりのための はじめの一步
「市民参加型合同防災訓練」

P2 ~ P5

みんなで進める「市民主体のまちづくり」

P6 ~ P8

あ
来
す
へ



安心安全なまちづくりのための はじめの一步 「市民参加型合同防災訓練」



■問い合わせ：危機管理室消防防災グループ ☎内線 350

「3・11」東日本大震災では、家屋などの被害のほか、停電や断水、電話がつながりにくいなど、さまざまな混乱が生じました。日中の発災であったため、混乱のなかでもなんとか初動体制をとることができましたが、もし、真夜中だったら…。

この大規模な災害で我々が得た大きな教訓は、情報収集・伝達の混乱を最小限とすることや、避難所設置や給水活動などの市が行う災害対策、いわゆる「公助」の体制が整うまでの間、自分自身や家族を守る「自助」、隣近所や地域でお互いに助け合う「共助」の大切さです。さらに、「自助」「共助」「公助」がお互いに補完しあうことが重要であることを痛感しました。

そのため、参加者の皆さん「自助」と各地域「共助」と市「公助」の市民参加型合同防災訓練を実施し、地域における防災体制の強化を図り、安心安全が実感できるまちづくりを進めていきます。

市民・地域・市それぞれの役割

市民の役割「自助」

「自助」とは、自分と家族の安全は自分で守るという「防災の基本」です。防災に関する知識を自ら学び、実践して災害に備える必要があります。

地域の役割「共助」

「共助」とは、わがまちは、わが手で守るという「近所の力」です。大規模な災害が発生した場合、市や消防などが同時にすべての被災現場に向かうことはできません。しかし、救出活動や消火活動は、いかに早く、多くの人が協力して対応するかがポイントになります。ふだんから交流を持ち、災害に対する共通認識と協力体制を構築しておく必要があります。

市の役割「公助」

「公助」とは、市をはじめ、消防、警察、県、自衛隊などによる応急対策活動です。市災害対策本部において一元的に被害情報を収集し、関係機関の全ての機能を發揮して即時救援活動などを実施する必要があります。しかしながら「公助」の機能を發揮するには一定の時間が必要という現実があります。



市民参加型合同防災訓練の目的

これまでの経緯

当市域においては、直下型地震による被害が最も深刻と想定されています。同じ直下型地震であった「阪神・淡路大震災」においては、倒壊家屋に閉じこめられた人は約16・5万人、そのうち、自力脱出した人は約13万人、約3・5万人の人々が自力脱出ができず要救助の状態となりました。

この約3・5万人を助けたのは近隣住民が約2・7万人、消防・警察・自衛隊が約8千人でした。その割合はおおよそ「自助・共助・公助」16・3・1」と、「自助」「共助」が大きな力を発揮したことがクローズアップされました。

これまで市では災害対策本部と防災関係機関の連携や、身体防護、救出・救護、初期消火などの訓練を、総合防災訓練（防災フェア）として、市民防災の日（注）を中心に実施し、災害に対する即応能力の向上を図ってきました。しかし、各地域（共助）と市（公助）との連携による本格的な「市民参加型合同防災訓練」は実施していませんでした。

このような現実を踏まえ、各地域の自主防災組織が「自らの命と自分たちの地域は自分たちで守る」の考え方のもと、本年度より、中核的な

地域コミュニティ組織を単位として、地域の皆さんとともに「市民参加型合同防災訓練」のはじめの一步を踏み出すことになりました。

（注）市民防災の日…昭和56年の小貝川決壊による大洪水にちなんで8月24日を市民防災の日に設定

「市民参加型合同防災訓練」とは？

災害はいつ、どこで発生するのかわかりません。皆さんが住んでいる地域で大きな地震が発生すること、十分考えられます。この訓練は、その市街地で大規模地震が発生したとの想定で実践的に訓練するものです。

具体的には、電話が使用できない場合でも連絡発信できるMCA無線機などを使用して、市災害対策本部と地域の避難所の間で、被災情報の収集や救援活動の要請を迅速に行な



市民参加型合同防災訓練の概要

龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（地区内自主防災組織）・龍ヶ崎小学校・龍ヶ崎市合同防災訓練

今回の市民参加型合同防災訓練は、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（地区内自主防災組織）・龍ヶ崎小学校・龍ヶ崎市の連携のもと初動対応避難訓練を実施します。

①訓練目的

大規模地震発生直後に龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（地区内自主防災組織）・龍ヶ崎小学校・龍ヶ崎市災害対策本部がそれぞれ被害情報を収集し、応急対策を講じ、それを広報伝達するとともに避難所の設置運営につなげるなどの初動対応における相互の連携強化および住民・小学生・市職員の初動対応能力の向上を目的としています。

②訓練日時・場所

◎日時…10月27日（日）午前8時～午後1時（予定）・雨天決行（災害が発生または発生のおそれがある場合は中止）

◎場所…龍ヶ崎市役所・龍ヶ崎小学校および龍ヶ崎コミュニティセンター

③訓練項目

避難所・福祉避難所および給水所などの設置・運営訓練。
◎地域コミュニティ協議会…安否確認・避難誘導および避難所の設置・運営訓練。

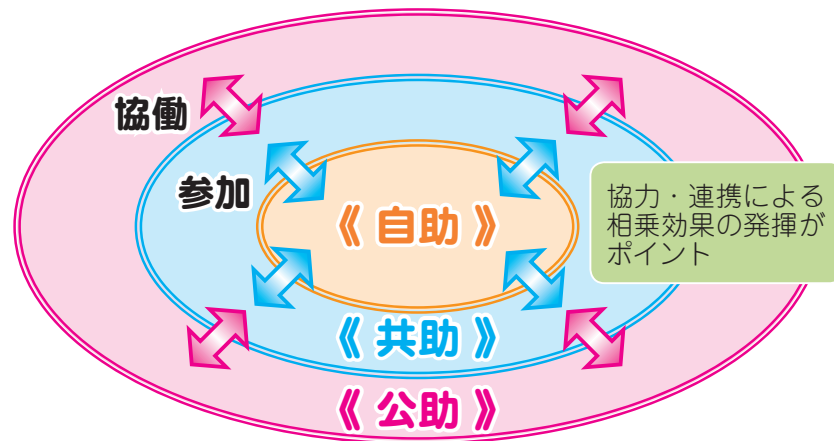
◎小学校…避難所設置の手伝い、避難所生活でのルールなどの体験学習。
◎市…被害情報の収集、情報の広報・伝達、避難所の設置・運営、飲料水確保、応急物資調達、要援護者対策などの現地対策訓練。

④災害の想定

10月27日（日）午前8時ごろ茨城県南部を震源とする震度6弱の首都直下「茨城県南部地震」が発生、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会の地域内は、商店街大通り付近の被害が大きく、停電・断水、都市ガスは使用不能となり、電話・メールはつながりにくい状況としています。

⑤訓練の流れ

訓練イメージは、次のとおりです。



「これからの『自助』『共助』『公助』の連携が目指すもの」

突然発生した、震災の直後、自分を守るには「自助」の力です。自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは地域住民による「共助」の力です。それは同時に、「共助」に参加することにもなります。そして、「公助」とともに、復旧・復興へと向かいます。

このとき、「公助」の取り組みは、大多数の市民に共通する標準的なニーズを優先せざるをえません。一方、「自助」「共助」の取り組みは、目の前にいる被災者のニーズに応じることが出来ます。このようにして、お互いの弱点を補い、長所を発揮しあうことでさまざまなニーズに対応することが可能になり、防災力が向上していくこととなります。

「自助」「共助」「公助」の連携においては、あらかじめ体制を構築し、シミュレーションや訓練を重ねることが重要です。「市民参加型合同防災訓練」は、個々の知識や経験値の向上、地域の結束力の向上、市や学校などとの連携体制の強化など、さまざまな成果が期待できる実践的な訓練です。より多くの龍ヶ崎地域コミュニティの皆さんの参加をお願いします。

また、今回の訓練では、市内全域の自主防災組織の皆さんや防災士の皆さんにこの訓練を研修していただくため、研修班を設けて現場説明を行う予定です。

訓練終了後は、訓練の成果を検証するとともに、地域の皆さんのご意見・ご感想などを取り入れながら、より効果的な訓練を目指し、さらなる安心で安全なまちづくりを目指します。

「備えあれば憂いなし」です。さあ、一步を踏み出しましょう！

災害図上訓練をはじめて実施

7月7日（日）、午後1時30分から、たつのこアリーナにおいて、自主防災組織役員と防災士による災害図上訓練「DIG（ディグ）」を、NPO 法人茨城県防災士ネットワークから防災士12人を講師に招き開催しました。

災害図上訓練（DIG）とは、「Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）」の頭文字を取って命名され、訓練参加者が大きな地図を囲んで、今までに経験したことのない災害をイメージしながら地域の防災に関する課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法のひとつです。

参加者は、今年3月に発行した「防災の手引き」などの資料をもとに、想定した災害が自分の地域で起こっているかのように、地図を使い危険箇所などの予測、そして避難所までの経路などを検討していました。訓練とはいえ、緊張感が漂う雰囲気でした。

参加された自主防災組織の皆さんが、市内在住の防災士の方とともに「自助」「共助」「公助」の連携の考えのもと、この訓練を地域の防災対策に生かしていただけるものと考えています。



市民防災フェア 2013 総合防災訓練を開催します

8月25日（日）午前9時から正午に、龍ヶ崎市小貝川市民運動公園で市民防災フェア 2013 総合防災訓練を開催します。訓練では、消防車両による火災消火、自衛隊や茨城県防災ヘリコプターなどによる救助訓練など、会場では緊迫感あふれる訓練が繰り広げられます。過去の大きな被害を思い出し、防災について考える良い機会です。ぜひ、皆さんも見学に来てください。

市民参加型合同防災訓練の流れ





8月4日に開催した「意見交換会」の様子

今月4日と11日の両日には、検討委員会で作成した骨子案に対する意見交換会をコミュニティセンターなどを会場に、計4回開催しました。ここでは市民の皆さんから、「市民の権利や役割・責務」「地域コミュニティ」「市民参加」「協働のまちづくり」「住民投票」などについて多くの意見が出され、熱心な議論が行われました。

また、「議会の分野」については、「龍ヶ崎市議会」において「議会及び議員の役割・責務」について検討され、「行政の分野」については、市職員で構成する「（仮称）龍ヶ崎市自治基本条例検討職員プロジェクト」において、「市長及び職員の役割・責務」をはじめ、「情報共有」「市政運営」「財政運営」「国・県・他自治体との連携、協力」などを検討しています。



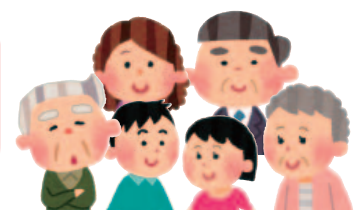
■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 364

骨子案の概要

ポイント① 「市民主体のまちづくり」

市民の皆さんと議会、行政（市長など）がそれぞれの役割を認識しながら、市政に関する情報を共有するなど、市民の皆さんが市政に主体的に参加する環境を整え、市民主体のまちづくりを目指します。

龍ヶ崎市の住民のほか、通勤・通学者、市内に事業所のある法人、市内で活動する個人・団体などです。まちづくりには、いろいろな方々が力を合わせていく必要があります。



市民

■市民の権利

- まちづくりに参加する権利
- 市政情報を知る権利

■市民の役割・責務

- 地域社会に関心を持ち、自主的にまちづくりへの参加に努めます。
- 互いに認め合い尊重し、協力してまちづくりを進めます。
- 自らの発言と行動に責任を持ちます。

▶市民意思の把握と市政への反映
▶開かれた議会運営

▶情報の公開、提供
▶個人情報の保護
▶コミュニティ活動支援

◀請願・陳情・傍聴など

◀政策形成、実施などの各過程への参加
◀審議会などへの参加
◀意見・要望などの提出

▼条例、予算などの議案の議決
▼市政運営に対する監視

▲条例、予算などの議案の提出

選挙によって選ばれた議員によって構成されています。



議会

■議会の役割・責務

- 市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- 情報提供による開かれた議会運営に努めます。

■議員の役割・責務

- 市民の意見を積極的に把握し、市政に反映されるよう努めます。



行政

■市長の役割・責務

- 市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行います。
- 市政運営にあたっては、多様な市民などの意見を十分に反映させます。

■市職員の役割・責務

- 市民と協働し、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 積極的に知識の習得、能力の向上に努めます。

市長、市職員のほか、教育委員会や選挙管理委員会などの各種委員会も含まれます。

取り組み状況

本条例の制定にあたっては、市民、議会、行政の各主体がそれぞれ自らの分野を検討し、条例に盛り込むべき事項とその考え方、いわゆる「骨子」を作成することとしています。「市民の分野」については、市民と学

利や責務などを盛り込むとともに、市民自治をより一層推進していくための基本的なルールとなる「自治基本条例（仮称）」の制定に向けた取り組みを進めています。

特に、当市においては、「新しい公共」を見据えた市民協働によるまちづくりを進めるとともに、多くの市民の皆さんに市政への関心を高めていただき、自主的かつ積極的なさまざまな分野へ参加する仕組みを担保していきたいと考えています。



「検討委員会」の様子

「自治基本条例（仮称）」の制定に取り組んでいます

市の最上位計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、目指していくまちの姿を「人が元氣 まちも元氣 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」と定め、その実現のための重点戦略のひとつとして「協働のまちづくりと地域力のアップ」を掲げています。

市では、「協働のまちづくりと地域力のアップ」を進めるため、自治の基本理念や市政運営の基本原則など、市民、議会、行政が協力して、まちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた「龍ヶ崎市自治基本条例（仮称）（以下「本条例」という）」の制定に向けて取り組んでいます。

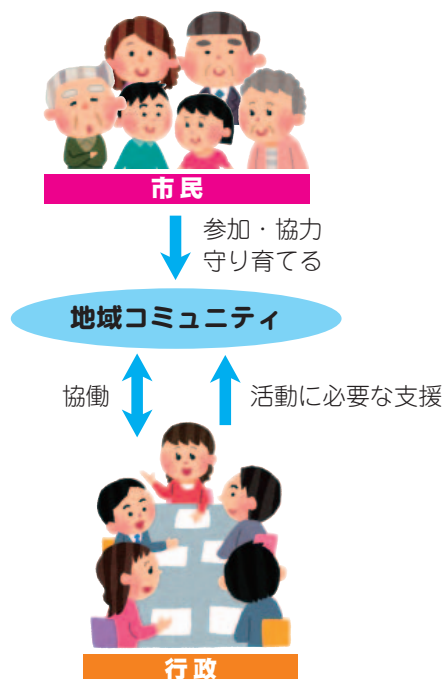
識経験者で構成される「龍ヶ崎市市民自治の基本理念等を定める条例に関する検討委員会（以下「検討委員会」という）」において、昨年から、これまで14回にわたる会議を開催し、熱心な議論、意見交換を行ってきました。



ポイント② 「市民参加と協働のまちづくり」

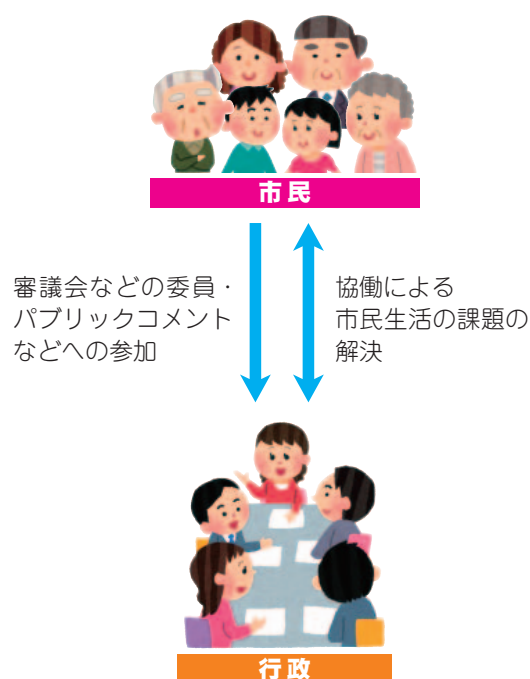
地域コミュニティ活動

- 地域コミュニティ※は、地域に関わる多様な主体と協働し、住みよいまちづくりを推進します。
- 市民は、自らがまちづくりの担い手として認識し、自主的に参加し、協力するよう努めます。
- 市は、地域コミュニティ活動を促進するために必要な措置を講じます。



市民参加と協働の推進

- 市は、市民がまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備します。
- 市は、政策形成過程において、市民が市政に参加できるよう努めます。
- 市民および市は、適切な役割分担の下、互いの自主性および特性を尊重し、対等な立場で連携し、協力するよう努めます。



※「地域コミュニティ」とは、一定の地域を基盤とした、住民の組織あるいは住民同士のつながりであり、住民相互の信頼および連帯により、住みよい地域社会の実現に向けたさまざまな活動を自主的・自立的に行う地縁型の組織です。

今後市では、各主体で作成した骨子を基本に、関連事項を整理し条例素案を策定します。その後、「市民懇談会」や「パブリックコメント」などを通じて、広く市民の皆さんの意見を伺い、有意な意見を反映させて条例案を取りまとめます。このように市民参加のステップを踏みながら、平成26年3月市議会定例会へ上程することを目標に作業を進めているところです。

なお、これまでの取り組みの経過については、市公式サイトでご覧いただけます。

今後の取り組み

条例制定までの流れ（予定）

